

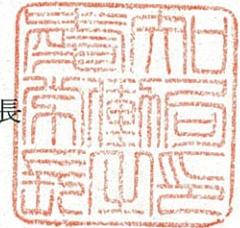


愛労発基第536号

平成24年5月24日

別記各団体の長 殿

愛知労働局長



屋根からの墜落・転落災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素より、労働行政、とりわけ労働基準行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、建設業における墜落・転落災害防止対策については、従来からその徹底を図ってきたところです。平成21年6月1日に「足場・仮設通路及び作業構台からの墜落及び物体の落下による労働災害の防止」に関して労働安全衛生規則の一部が改正、施行されて以降、この履行確保を中心に「足場からの墜落・転落災害防止総合対策」の普及促進に取り組んで来たところであり、貴協会及び会員事業場のご協力により、建設業における死亡災害は、平成21年以降減少傾向となりました。

しかしながら、平成24年に入り屋根からの墜落・転落災害が急増し、5月21日現在で、昨年1年間で13名であった死亡災害が、既に8名（別添1）となり、昨年1年間の死亡災害の半数以上の発生となっており、第11次労働災害防止推進計画の目標達成も危ぶまれる状況となっています。

これら死亡災害の発生状況をみますと8名中6名が踏み抜きによる墜落災害で、起因物はスレート屋根から3名、屋根上明かり取り窓から2名、屋根に取り付けたシートから1名となっています。

特に5月に入り、踏み抜きによる墜落・転落の死亡災害が3名連続して発生しています。これらの災害の調査結果をみますと、踏み抜きによる危険防止措置を講じていなかったことが直接的原因となっています。

また、被災した3名のうち2名は、20代の労働者であり、安全教育が徹底していたか否かも検証する必要があります。

つきましては、改正足場規則及び上記推進要綱の周知徹底はもとより、平成22年2月に建



設業労働災害防止協会が作成した「屋根上の作業開始にあたっての点検・確認事項」(別添2)の活用促進等により、屋根からの墜落・転落災害防止対策の徹底が図られるよう貴団体の会員をはじめ関係方面に対し周知されるよう要請します。

屋根からの墜落・転落災害防止対策緊急要請先名簿

建設業労働災害防止協会 愛知県支部

社団法人 愛知県建設業協会

社団法人 愛知県土木研究会

一宮市建設協同組合

愛知県空調衛生工事業協会

協同組合 愛知ホームセンター

愛知県板金工業組合

愛知鉄筋業協同組合

愛知県屋根工事業連合会

愛知県建設組合連合 本部

愛知県建築組合連合会

全愛知建設労働組合

愛知建設労働組合

愛知県中部建設業組合

三河建設会

愛知県左官業組合連合会

愛知県塗装工業協同組合

以上